

件名	公団住宅居住者の居住の安定に関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区吾妻橋一丁目23番30-1108号 リバーピア吾妻橋ライフタワー自治会 会長 加藤 純一 外27人			
受理年月日	平成19年9月5日	受理番号	第6号	
<p>要旨</p> <p>私たち旧公団賃貸住宅（現・都市再生機構）居住者の居住の安定のために、下記事項について、関係機関に対し、意見書を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政府と都市再生機構は、衆参両議院が賛成した都市再生機構法付帯決議をはじめ、国会諸決議に反する決定を行わず、決議を誠実に守りその実現に努めること。 2 政府と都市再生機構は、都市再生機構住宅が住宅セーフティネットとして、公共住宅の役割を果たすようその実現に努めること。 3 都市再生機構は、居住者の高齢化や収入低下の実態に配慮して、現行の家賃制度及び改定ルールを再検討し、居住者の家賃負担能力を考慮した新たな家賃制度を導入すること。 4 都市再生機構は、居住者の居住の安定に配慮して、居住者の合意の無い住棟・団地の売却を行わず、建替えに当たっては入居者の安定した継続入居を保障すること。 <p>（理由）</p> <p>平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」は、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅事業に関して、現在の77万戸の規模は過大であるとした上で、公営住宅階層の居住者が大半を占める物件は、地方公共団体への譲渡などについて協議すること、建替制度について居住者の周辺団地等への転居や家賃減額の縮小を検討すること、建替えに伴い生ずる余剰地の売却により資産圧縮に努めること、77万戸の賃貸住宅について今後の削減目標を明確にすること、新規入居者との契約には定期借家契約を幅広く導入すること、管理業務の民間委託を拡大し、業務の効率化とコスト削減を図ることを「平成20年度までに結論を得しだい措置する」ことを求めています。</p> <p>「規制改革推進のための3か年計画」は、平成18年12月25日の規制改革・民間開放推進会議の第3次答申、平成19年5月30日の規制改革会議の第</p>				

1次答申に基づいています。答申が出ると直ちに私たちは、これは国民の居住に対する国の責任を放棄し、地方自治体の現状を無視して押し付け、公共住宅制度の存続と居住者の住生活を危うくするものとして反対を表明しました。特に私たちは、平成19年3月9日の「異議あり！規制改革会議の答申」を掲げた国会集会をはじめ、公団住宅居住者の居住の安定を求める団地自治会会長の取組み、政府と国会への要請行動、地元自治体との住宅行政に関する懇談等も重ねてきました。

政府も認めているとおり、私たちの公団団地は特に高齢化が進み、収入の上でも公営住宅階層が大半を占めています。高家賃に耐えながらも約7割の世帯が今の団地での永住を希望しており、かけがえのない生活の拠りどころとなっています。公団住宅の大多数の団地は同じ状況にあります。今、地方公共団体がその譲渡を受ける現状にないことは、誰の目にも明らかです。「民間開放」も政府の視野にあると察せられ、墨田区内では、わずか4団地の公団住宅にもかかわらず、今秋10月から日常業務管理の民間委託が一部の団地で始まる予定であり、将来への大きな危惧を抱いています。したがって、「規制改革推進のための3か年計画」は、私たちの住まいの安定を脅かすものであることが理解いただけると思います。

閣議決定が発表されるとマスコミは「団地20万戸削減、都市再生機構の資料で判明」「公団賃貸住宅145団地15万戸の追い出し（更地化・削減）大計画」を団地名をあげて報じました。危機管理に乏しい都市再生機構は、マスコミ報道を「検討中の不確定な情報」と言いながら、閣議決定に従い団地売却・削減を含む計画の年内策定を表明しています。以上の経緯から、先行き不安感が増す私たちの要望をお汲み取りいただき、以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上